

福井市事業所用指定ごみ袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が製造する「事業所用指定ごみ袋の包装用外袋（以下「指定袋」という。）」に掲載する広告の取扱いについて、福井市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 募集する広告の内容、規格、広告掲載料その他必要な事項については、別紙指定袋広告仕様書に定める内容等とする。

(広告掲載の募集方法)

第3条 指定袋広告掲載の募集については、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(広告掲載の申請)

第4条 指定袋に広告の掲載を希望する者は、市が別に定める期間内に、福井市事業所用指定ごみ袋広告掲載申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を市に提出するものとする。

(広告掲載の審査)

第5条 市は、前条の申請を受けた場合は、申請者及び広告原稿の内容について実施要綱に基づき、審査を行う。

2 市は、提出された広告原稿の内容が実施要綱に反すると判断した場合は、申請者に対し修正を求めることができる。

3 市は、審査の結果、広告掲載申請者数が仕様書の募集枠数を超える場合には、次の各号に定める優先順位により広告掲載の可否を判断する。

- (1) ふくい^優エコ事業所認定要綱第7条の規定により、ふくい^優エコ事業所に認定されている者
- (2) 本市区域内において一定の場所を占有し、継続的に事業を行っている者
- (3) 積極的に環境活動を行っている者
- (4) 第4条に規定する申請書の到達日順

(広告掲載の決定)

第6条 市は、前条の審査による広告掲載の可否について、福井市事業所用指定ごみ袋広告掲載決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(広告内容等の変更)

第7条 前条による掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、仕様書に定める広告掲載期間中に掲載内容の変更が必要と認めた場合は、市と直ちに協議しなければならない。

2 前項の変更による損害が発生した場合は、その原因者が賠償しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 市が広告掲載事業を廃止するとき
- (2) 広告主が実施要綱第7条に該当することとなったとき
- (3) 広告主の都合により、広告掲載を取り止めるとき

2 市は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消す場合には、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項第2号及び第3号による取消しに係る経費は、広告主の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのないもの、あるいは疑義のある事項については広告主と別に協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月6日から施行する。

この要領は、令和2年4月6日から施行する。